



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *21 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *22 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (")..... 3

○ 告示

- 266 特定都市河川流域における基準降雨 (河川課)..... 5

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則 (平成7年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(既納の入学検査手数料及び入学金) 第21条 既に納付した入学検査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第8号) <u>第4条第1項に規定する授業料等減免対象者の入学金については、この限りでない。</u></p> <p>(入学金及び授業料の減免等) 第21条の2 略</p> <p>第21条の3 大学等における修学の支援に関する法律第10条第1項の規定により、<u>授業料等減免対象者に係る同法第4条第1項又は第6条第1項の認定を取り消された者は、</u>学校長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。</p> <p>第21条の4 略</p>	<p>(既納の入学検査手数料及び入学金) 第21条 既に納付した入学検査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第8号) <u>第8条第1項の規定により知事が授業料等減免対象者と認定した者の入学金については、この限りでない。</u></p> <p>(入学金及び授業料の減免等) 第21条の2 略</p> <p>第21条の3 大学等における修学の支援に関する法律第12条第1項の規定により、<u>授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、</u>学校長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。</p> <p>第21条の4 略</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第12条関係)

第 号

学校印

卒業証書

氏 名

割印

年 月 日生

右の者は本校看護学科所定の課程を修了したので卒業証書を授与し学校教育法第三百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき専門士(医療専門課程)と称することを認める

年 月 日

和歌山県立なぎ看護学校長

氏 名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条及び第21条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の和歌山県立なぎ看護学校学則に定める様式は、令和8年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第22号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(既納の入学審査手数料及び入学金) 第26条 既に納付した入学審査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第4条第1項に規定する授業料等減免対象者の入学金については、この限りでない。</u></p> <p>(入学金及び授業料の減免等) 第26条の2 略</p> <p>第26条の3 大学等における修学の支援に関する法律第10条第1項の規定により、<u>授業料等減免対象者に係る同法第4条第1項又は第6条第1項の認定を取り消された者は、</u>学院長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。</p> <p>第26条の4 略</p>	<p>(既納の入学審査手数料及び入学金) 第26条 既に納付した入学審査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）<u>第8条第1項の規定により知事が授業料等減免対象者と認定した者の入学金については、この限りでない。</u></p> <p>(入学金及び授業料の減免等) 第26条の2 略</p> <p>第26条の3 大学等における修学の支援に関する法律第12条第1項の規定により、<u>授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、</u>学院長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。</p> <p>第26条の4 略</p>

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第17条関係)

第
号

学院印

卒業証書

氏
名

年
月
日生

割印

本学院看護専門課程看護学科の所定の過程を修了
したので卒業証書を授与し学校教育法第三百十一
条の二及び学校教育法施行規則第八十六条によ
り専門士(医療専門課程)と称することを認める

年
月
日

和歌山県立高等看護学院長

氏
名

印

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第26条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の和歌山県立高等看護学院学則に定める様式は、令和8年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第266号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和8年国土交通省告示第457号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）で指定された貴志川特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 特定都市河川流域（和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町及び有田川町の区域に限る。）における基準降雨

降雨波形：中央集中型		24時間総雨量：227.7mm	
生起確率：10年に1度		最大降雨強度（1時間）：60.2mm/h	
		最大降雨強度（10分間）：121.7mm/h	

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	3.4	6	0-10	5.6	12	0-10	71.2	18	0-10	5.4
	10-20	3.5		10-20	5.7		10-20	43.9		10-20	5.3
	20-30	3.5		20-30	5.8		20-30	33.0		20-30	5.2
	30-40	3.5		30-40	6.0		30-40	26.8		30-40	5.2
	40-50	3.6		40-50	6.1		40-50	22.9		40-50	5.1
	50-60	3.6		50-60	6.2		50-60	20.0		50-60	5.0
1	0-10	3.7	7	0-10	6.4	13	0-10	17.9	19	0-10	4.9
	10-20	3.7		10-20	6.6		10-20	16.3		10-20	4.8
	20-30	3.7		20-30	6.7		20-30	15.0		20-30	4.7
	30-40	3.8		30-40	6.9		30-40	13.9		30-40	4.7
	40-50	3.8		40-50	7.1		40-50	12.9		40-50	4.6
	50-60	3.9		50-60	7.3		50-60	12.2		50-60	4.5
2	0-10	3.9	8	0-10	7.5	14	0-10	11.5	20	0-10	4.5
	10-20	4.0		10-20	7.7		10-20	10.9		10-20	4.4
	20-30	4.0		20-30	8.0		20-30	10.4		20-30	4.3
	30-40	4.0		30-40	8.3		30-40	9.9		30-40	4.3
	40-50	4.1		40-50	8.6		40-50	9.5		40-50	4.2
	50-60	4.2		50-60	8.9		50-60	9.1		50-60	4.2

	20-30	4.1		20-30	8.0		20-30	10.2		20-30	4.5
	30-40	4.2		30-40	8.2		30-40	9.8		30-40	4.4
	40-50	4.2		40-50	8.5		40-50	9.4		40-50	4.4
	50-60	4.3		50-60	8.8		50-60	9.0		50-60	4.3
3	0-10	4.3	9	0-10	9.2	15	0-10	8.7	21	0-10	4.2
	10-20	4.4		10-20	9.6		10-20	8.4		10-20	4.2
	20-30	4.4		20-30	10.0		20-30	8.1		20-30	4.1
	30-40	4.5		30-40	10.4		30-40	7.9		30-40	4.1
	40-50	4.6		40-50	11.0		40-50	7.6		40-50	4.1
	50-60	4.6		50-60	11.6		50-60	7.4		50-60	4.0
4	0-10	4.7	10	0-10	12.2	16	0-10	7.2	22	0-10	4.0
	10-20	4.8		10-20	13.0		10-20	7.0		10-20	3.9
	20-30	4.8		20-30	13.9		20-30	6.8		20-30	3.9
	30-40	4.9		30-40	15.1		30-40	6.7		30-40	3.8
	40-50	5.0		40-50	16.4		40-50	6.5		40-50	3.8
	50-60	5.0		50-60	18.1		50-60	6.4		50-60	3.8
5	0-10	5.1	11	0-10	20.4	17	0-10	6.2	23	0-10	3.7
	10-20	5.2		10-20	23.4		10-20	6.1		10-20	3.7
	20-30	5.3		20-30	27.9		20-30	6.0		20-30	3.7
	30-40	5.4		30-40	35.4		30-40	5.9		30-40	3.6
	40-50	5.5		40-50	50.8		40-50	5.7		40-50	3.6
	50-60	5.6		50-60	124.6		50-60	5.6		50-60	3.6